

申請受付開始!!

PICK UP

気になる情報
ピックアップ

1

年金生活者等支援 臨時福祉給付金(高齢者向け)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。

対象の可能性のある方へは、4月中に郵送でご案内いたします。

申請期間

4月11日(月)～8月12日(金) ※土日祝日を除く

申請先

上士幌町役場 保健福祉課福祉担当窓口
(役場庁舎1階3番窓口)

【臨時申請窓口(4月11日(月)～22日(金))を設置します】

➔ 場所: 役場1階ロビー

日付	受付行政区	受付時間
4月11日(月)	1・2区	8:30～17:15
4月12日(火)	3・4・5・6区	
4月13日(水)	12・13・14区	
4月14日(木)	7・8・9区	
4月15日(金)	10・15・16区	
4月18日(月)	11区・ぬかびら・幌加・三股	
4月19日(火)	全行政区	
4月20日(水)		
4月21日(木)		
4月22日(金)		

※受付時間内に申請できない場合などは、ご相談ください。

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。

【平成27年度臨時福祉給付金の支給要件】

- ①平成27年1月1日において、上士幌町の住民基本台帳に記録されている方(※)
 - ②平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されない方
ただし、以下の場合は対象外。
 - ◇町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族
 - ◇生活保護の受給者
- ※平成27年1月1日から平成28年4月1日までの保護廃止者は除く。
※支給決定がされる前に亡くなられた方については、支給の対象にはなりません。

支給額

支給対象者1人につき30,000円

持参するもの

- ◆年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書(請求書)
※対象となる可能性のある方には、事前に送付
- ◆印鑑(認印)
- ◆支給対象者全員の公的身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
- ◆口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)
- ◇扶養者の平成27年度分の非課税証明書(該当者のみ)
※扶養者の住民票所在地が、平成27年1月1日時点で別の市町村内にあった場合に必要

【振り込め詐欺】などにご注意ください！

- ◆市町村や厚生労働省などが、ATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ◆市町村や厚生労働省などが「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- ◆ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら迷わず役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで



北門小学校閉校記念式典

平成28年2月20日(土)

2月20日、3月末で閉校となる北門小学校(清水弘校長、児童数16人)にて、閉校記念式典が行われました。

式典には在校生や卒業生のほか、地域住民や教職員など約260人が出席し、90年の歴史に幕を下ろす学びやとの別れを惜しみました。

式典で竹中町長は「地域の中心として皆さんに愛されてきた学校の閉校は寂しいが、90年積み重ねてきた歴史と伝統は永遠に語り継がれると信じている」と式辞を述べました。

その後、創立70周年以降の歴代校長らへの感謝状贈呈に続き、来賓などがあいさつしました。

児童会長の泉田真愛さん(6年)は「今年の学芸会でドラム演奏を



記念碑除幕式

したことが一番思い出に残っている。学校が閉校になるのは寂しいが、地域の皆さんや保護者、先生たちに支えられてきたことを大切に、新たな環境で新しい思い出を作っていきたい」と述べました。

式典終了後、学校の沿革や校歌、「北門の絆」の文字が刻まれた記念碑の除幕式が行われ、全校児童が幕を引き、出席者に披露されました。

午後からは体育館で惜別の会が開かれました。出席者は食事を囲んで小学生時代の思い出話を語り合うなど、同校との別れを惜しみました。また、これまでの同校の歴史を振り返るスライド上映や全校児童による息の合った器楽演奏が行われました。



惜別の会

北門小学校の沿革

大正14年5月 土幌尋常小学校奥居辺特別教授場として開校

※場所は東16線51号付近

昭和3年12月 校舎を東15線の現在地に移転

昭和5年12月 土幌村立北門尋常小学校と改称(翌年4月、上土幌

村立となる)

昭和16年4月 上土幌村立北門国民学校となり、高等科も設置

昭和22年4月 上土幌村立北門小学校と改称(高等科廃止)

5月 上土幌村立中学校北門分校開校(翌月、校舎完成)

昭和29年4月 上土幌町立北門小中学校と改称

昭和34年12月 小中学校校舎新築落成

昭和40年4月 開校三十五周年記念式典

中学校を上土幌中学校に名目統合(翌年実質統合)

昭和50年8月 開校五十周年記念式典

昭和61年12月 新校舎落成式典

平成5年2月 屋内体育館及び北門地区

コミセン「しらかば」合同落成記念式典

平成7年12月 開校七十周年記念式典

平成28年2月 閉校記念式典・惜別の会

平成28年3月 閉校

高齢者等福祉バス

運行経路・運行時間等 変更のお知らせ

平成28年4月1日より、高齢者等福祉バスの運行内容が拡充します。運行時間の改正もありますので、今月号に折り込みの「時刻表」でご確認ください。

◆利用できる方 65歳以上の高齢者の方、障がいのある方

◆運行日

- 市街地循環バス 毎週 火曜日・金曜日
- 農村部市街地送迎
 - ・居辺線 …毎週 月曜日・水曜日
 - ・萩ヶ岡線…毎週 火曜日・木曜日
 - ・上音更線…毎週 金曜日

【平成28年度の主な変更】

1. 朝 1 便を30分繰り上げ、それに伴い、全体の運行時間の変更を行います。

利点

- ①朝30分早く、病院やサークル・イベント等へ行けるようになります。
- ②役場前や商店街から、「十勝バス」「拓殖バス」への乗り換えがしやすくなります。

2. 各路線 昼 1 便増便します。

- (1)市街地循環… 4 便→ 5 便(午前 3 便・午後 2 便)になります。
- (2)居辺線・萩ヶ岡線・上音更線… 2 便(往復)→ 3 便(往復+昼便)になります。

利点

- ①「午前のみ」、「午後のみ」の商店街利用、サークルやイベント等へ参加がしやすくなります。

3. 居辺線・萩ヶ岡線・上音更線の市街地停留所が増えます。

- (1)「旧山本新聞店前」「まちなか交流サロン前」「さかた旅館前」が停留所となります。

利点

- ①商店街での買い物、飲食、銀行等への利用が便利になります。
- ②商店街から、「十勝バス」「拓殖バス」への乗り換えがしやすくなります。

4. 夏便・冬便共通の運行時間となります。

利点

- ①冬期間でも帯広・音更方面からの来た「十勝バス」「拓殖バス」から「高齢者等福祉バス」への乗り換えがしやすくなります。
- ②冬期間でも、午後からのサークルやイベント等へ時間に余裕のある参加ができます。

5. 全停留所において、乗り降り自由となります。

【お願い】

- 特に天候・路面状態が悪いときは、安全性を保つため、運行が遅れることや、路線の一部変更(中止)などを行うことがありますので、ご理解の上、ご乗車ください。
- 「十勝バス」「拓殖バス」については、各バス会社にて乗車時間をお確かめください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

介護保険が変わります

介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります

団塊の世代の方が75歳以上になる2025年に向けて、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防することが大切です。

そのための仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。本町では、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業へ移行します

予防給付(要支援の方に対するサービス)のうち、介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)が総合事業へ移行します。総合事業へ移行しても、今までと同じ事業所で同じサービスを受けることができます。

現在、上記のサービスを利用している方は、要介護認定更新時に総合事業へ移行します。また、今後総合事業では、これらのサービス以外に上土幌町独自の基準による多様なサービスを提供する予定です。

平成28年3月まで

予防給付によるサービス

訪問介護

通所介護

その他のサービス

- ・訪問看護 ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護 ・訪問入浴介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与 ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

従来どおり
予防給付で
行います

平成28年4月以降

地域支援事業(新しい総合事業)によるサービス

訪問型サービス

- 多様な担い手による生活支援

通所型サービス

- ミニデイなどの通いの場
- 運動、栄養、口腔ケア等の教室

生活支援サービス
(配食・見守り等)

- 介護事業所による訪問型・通所型サービス

サービス提供のイメージ

訪問
介護

- ①既存の事業所による身体介護・生活支援
- ②NPO・民間事業者等による洗濯など
- ③住民ボランティア等によるごみ出し等
- ※②と③は今後充実させる予定

通所
介護

- ①既存の事業所による機能訓練等の介護
- ②NPO・民間事業者等によるミニデイサービス
- ③リハビリなどの専門職が関与する教室
- ※②と③は今後充実させる予定

◆よくある質問

Q 1…総合事業はいつから利用できますか？

A 1…平成28年4月1日からです。現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方は、要介護(要支援)認定の更新後から利用できます。
新規でサービスを利用する方は、要介護(要支援)認定を受ける必要があります。

Q 2…今まで来ていたヘルパーさんは、今後も来てくれるの？これまでのデイサービスは同じように通えるの？

A 2…継続して利用できます。今までのサービスが利用できなくなることは、ありません。

Q 3…要介護の人でも総合事業を利用できるの？

A 3…できません。総合事業は、要支援1、2の方または、総合事業の対象者となられ方です。要介護1～5の方は、これまでどおり介護給付サービスを受けることになります。

※お問い合わせは、保健福祉課介護保険担当(☎2-4296)まで

子育て支援センター通信



子育て支援センター
☎2-4152

平成28年度の事業は、認定こども園内の子育て支援センターにて4月4日(月)の“すくすく広場”より開始します。妊婦さん、赤ちゃんや小さなお子さんをお持ちのお母さん・お父さん、またお孫さんをお持ちの祖父母の方など、センターではたくさんの方が遊びに来てくれるのをお待ちしております。

「遊びの場」「出会いの場」「交流の場」として、どうぞお気軽にご利用ください。

♪ あそびの広場のご紹介♪

	午前	午後
月	すくすく広場 ・0歳から2歳誕生日までのお子さんと保護者 ・妊婦さん 9:30~11:30	なかよし広場 ・0歳から就学前のお子さんと保護者 14:00~15:30
火	ちいさな広場(要予約) ・0歳から就学前のお子さんと保護者 10:00~11:30	ちいさな広場(要予約) ・0歳から就学前のお子さんと保護者 14:00~15:30
水	なかよし広場 ・0歳から就学前のお子さんと保護者 9:30~11:30 ☞月1回 なかよしチャレンジ (のびのび広場から、なかよし広場へ変更)	なかよし広場 ・0歳から就学前のお子さんと保護者 14:00~15:30
木	マミーズ広場(第1木曜日) ・妊婦さん 10:00~11:30 ちいさな広場(第2・3・4・5木曜日、要予約) ・0歳から就学前のお子さんと保護者 10:00~11:30	ベビーズ広場 ・0歳から1歳誕生日(第1子目)までのお子さんと保護者 ・妊婦さん 14:00~15:30
金	なかよし広場 ・0歳から就学前のお子さんと保護者 9:30~11:30 ☞月1回 身体測定・お誕生会	マミーズ広場(第3金曜日) ・妊婦さん 14:00~15:30

*一時保育(4月1日(金)から受け付け、8日(金)より利用開始になります。今まで利用されていた方も更新手続きが必要となります。
*子育て相談(毎週月曜日から金曜日9時~17時までお受けしています。広場や電話で、お気軽にご相談ください。
*毎月の日程については、都合により変更になる事があります。広報・センター便り「つくしんぼ」で確認をお願いします。

みなさんの「まちづくり」の活動を支援します♪

まちづくり活動支援事業

◆補助対象者

住民5人以上の団体またはグループなど
☞除雪機等整備支援事業は行政区とします。

◆補助対象外となる事業

- ①営利を目的とする事業
- ②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ③政治的活動及び宗教的活動を目的とする事業
- ④国または地方公共団体等から補助を受ける事業

◆補助対象事業及び事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	補助率	補助対象経費
公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動 (公園遊具・ベンチなどの整備)	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費及び食糧費を除く)
まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究 (公園の調査・研究、提案書の作成など)	2/3以内 限度額15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費及び食糧費を除く)
除雪機等整備支援事業	行政区で用いる除雪機等の整備	10/10以内 限度額100万円	備品購入費(除雪機等)

○同一団体などが事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ補助対象となります。

○平成29年3月31日までに事業が完了するものとします。

◆事業概要や申請書様式は町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)にも掲載しております。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで